旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書

年　　月　　日

島根県知事殿

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

(個人の場合は氏名)

生年月日　　　　　　　年　　月　　日生

旅行業の登録更新にあたり、営業所において選任している旅行業務取扱管理者について、旅行業法第１１条の２第７項に基づいて(一社)日本旅行業協会又は(一社)全国旅行業協会が実施する研修(旅行業務取扱管理者定期研修)を、平成３２(２０２０)年３月３１日までの間に確実に受講させるとともに、研修の受講を終えた際には、速やかにその旨及び研修終了証の写しを届け出ることを誓約します。

<参考>

◯旅行業法(昭和27年法律第239号)(抄)

第11条の2

７　旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第41条第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

◯旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)(抄)

第10条の6　法第11条の2第7項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。